

令和4年

行方市農業委員会

第12回総会会議録

(令和4年12月23日)

令和4年12月23日 行方市農業委員会第12回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第 97号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第 98号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第 99号	買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について
議案第100号	なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について
議案第101号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第102号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第103号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第 59号	不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について
報告第 60号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について
報告第 61号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第 62号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第 63号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第 64号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 矢幡 幹 守	2番 谷田川 栄	3番 近藤 芳子
5番 橋本 清	7番 横瀬 忠美	8番 古渡 武文
9番 内藤 宏一	10番 本澤 政雄	11番 風間 啓次
12番 根本 正義	13番 小沼 正二	14番 大久保 正一
15番 郡司 正彦	16番 椎名 勇	17番 高塚 利英
18番 根崎 和枝	19番 清水 量	

3 本日の欠席委員

4番 茂木 孝	6番 平塚 実
---------	---------

4 議事内容

事務局 (開会宣言) 午後 3時00分
ただいまより令和4年行方市農業委員会第12回総会を開会させていただきます。

事務局 (会長挨拶)
それでは、総会議事日程第2、会長挨拶、高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 それでは、総会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。
今年も余すところ9日余りということで、クリスマス寒波で冷え込んできております。また、新型コロナウイルスも第8波ということで、感染者の数も増えてきているところでございまして不安に思っております。
委員の皆様には、年末のお忙しい中、総会に出席いただきまして誠にありがとうございます。
また、先日の地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る運動推進大会にも参加をいただきまして感謝申し上げます。今後の地域計画作成に向けて活動を活性化してまいりたいと思っておりますので、さらなるご協力をいただければと思っております。
本年は肥料、燃料、電気料、農業資材など、いろいろなものが上がりまして、高騰に対する緊急の支援策を市のほうに要請いたしました。それに対しまして、市では、補正予算を組んでいただいておりますが、来年はどうなるのか不安を残しております。
結びに、来る年が皆様にとってつつがなく穏やかな年でありますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

(経過報告)

事 務 局 それでは、続きまして、日程第3、経過報告。
12月の行事経過報告によりご説明いたします。
12月14日、令和4年度、地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る運動推進大会、こちらにつきましては、水戸市のザ・ヒロサワ・シティ会館におきまして、橋本委員、小沼委員、大久保委員、郡司委員、椎名委員、高塚委員、日下推進委員、事務局のほうで出席をいたしました。内容といたしましては、情勢報告、事例発表、講演を行いました。
続きまして、12月16日、常設審議委員会、こちら市町村会館におきまして、清水委員出席の下、主要な案件の審査を行いました。
12月23日、本日でございます。第12回総会となっております。
以上でございます。

(議長の選出)

事 務 局 それでは、続きまして、日程第4に入ります。
議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

(資格審査報告)

議 長 それでは、資格審査ということで、ただいまの出席委員は17名、欠席委員は2名です。定数に達しております。
したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。

(会期の決定)

議 長 本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(会議録署名人の選出)

議 長 議事録署名人を議長において次のように指名いたします。
15番郡司正彦委員 16番椎名 勇委員。

(書記の選出)

議 長 総会書記として、事務局の堀井局長、寺坂局長補佐を任命いたします。

(議案の審議)

議 長 それでは、議案の審議に入ります。

(議案第97号)

議 長 議案第97号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を
議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第97号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する
(別紙議案書のとおり)。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。
1項の調査員より調査の報告を求めます。

5 番 5番、橋本です。1項について報告します。
なお、この調査には宮内推進委員のご協力の下、調査してまいりました。
譲渡人は市内白浜在住の50歳の女性です。譲受人は同じく白浜在住の60歳代の
農業の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大のためです。区分は売買による所
有権の移転です。場所は自宅裏の畑で、面積は609㎡です。農機具等の状況に何
の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお
願いします。以上です。

議 長 調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願
いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決をいたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

2 番 2項の調査報告をいたします。
調査については麻生・太田両地区4名で調査をしてまいりました。
譲受人ですが、市内石神在住40代、会社員兼農業の男性です。渡人は同じく市内
根小屋在住、80代の無職の男性で、申請事由については規模拡大と経営の安定を

		<p>図るため、区分については売買による所有権の移転で申請されたものです。場所は自宅から車で5分ほどのところで、調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何ら問題のないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。（全員一致）</p>
議	長	<p>異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
2	番	<p>2番谷田川です。 第3項の調査報告をいたします。 受人は鹿嶋市内で農業法人を営む代表の男性です。渡人は潮来市在住、80代、無職の男性です。申請事由については規模拡大と経営の安定を図るため、区分は売買による所有権の移転で申請されたものです。調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、農機具等もそろっており、何ら問題もないということでございました。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。（全員一致）</p>
議	長	<p>異議なしと認め、3項は原案のとおり可決をいたします。</p>
議	長	<p>次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
5	番	<p>5番、橋本です。平塚委員が今日欠席のため、代読させていただきます。 第4項の調査を報告します。 この調査には橋本、内山推進委員の協力をいただきました。 譲受人は市内籠田在住の60代の農業兼自営業の方です。譲渡人は神奈川県在住の60代の会社員の方です。申請事由は議案書のとおり、農業経営拡張のための売買による所有権の移転です。当該申請地は行方市籠田で、県道繁昌潮来線に面しています。受人の事業所のすぐ隣であり、今年まで貸していたが、高齢のため耕作をやめてしまったのをきっかけに購入を持ちかけたそうです。取得後の経営面積は、レンコン、露地野菜合わせて11,234㎡です。通作距離は自宅から約300m、車で10分ほどです。受人は農機具類もそろっており、必要書類も添付され、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議のほうよろしく願います。以上です。</p>
議	長	<p>調査の結果は、農機具等もそろっており、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。（全員一致）</p>
議	長	<p>異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。</p>

議 全 議	1 3 番	<p>13番、小沼です。5項の調査報告をします。</p> <p>この調査には太田・麻生地区4名で調査をしまりました。</p> <p>譲受人は行方市富田、71歳、農業の男性の方、譲渡人はさいたま市、74歳、無職の女性の方です。申請理由は農業経営の規模拡大と経営の安定を図る。区分は売買による所有権移転です。譲受人は田畑合わせて55,273㎡、水稻、ジャガイモ、露地野菜、年間280日、農機具もそろっており、許可相当と調査をしまりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。</p> <p>長 調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>員 異議なし。(全員一致)</p> <p>長 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決をいたします。</p>
議 1	9 番	<p>次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。</p> <p>19番、清水です。6項の調査報告をいたします。</p> <p>この調査は大原推進委員さんと行ってまりました。</p> <p>譲受人は市内長野江在住の32歳の方で、主に水稻、サツマイモなどを690aほど耕作しています。譲渡人は千葉県千葉市に住んでいる75歳の方であります。申請事由は経営の規模拡大のため、売買による所有権の移転をしたいというものであります。従事日数も280日、通作距離も4kmほど、農機具等もそろっており、問題のないものというふうにご調査をしまりました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。</p> <p>長 調査の結果は、農機具等もそろっており、何ら問題もないということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>員 異議なし。(全員一致)</p> <p>長 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。</p>
議 1	番	<p>次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。</p> <p>1番、矢幡です。第7項について調査報告いたします。</p> <p>この調査は椎名委員さん、推進委員の箕輪さんに協力をさせていただきました。</p> <p>譲受人は市内於下在住の62歳の兼業農家の男性、譲渡人は市内五町田在住、50歳、農業の男性です。申請事由は農業経営の規模拡大と経営の安定を図るです。区分は売買による所有権の移転です。この畑は譲受人の自宅にほぼ隣接しています。また、譲受人夫妻は高齢の両親の農作業を手助けしています。農機具等も整っており、何の問題もなく、許可相当と調査をしまりました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。</p> <p>長 調査の結果は、農機具等もそろっており、何ら問題もないということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>員 異議なし。(全員一致)</p> <p>長 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決をいたします。</p>

議 2	長 番	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。 2番、谷田川です。第8項の調査報告をいたします。 この案件も麻生・太田両地区4名で調査をまいりました。 譲受人ですが、市内石神在住、60代、公務員兼農業の男性です。渡人は潮来市内在住、80代の無職の男性で、申請事由については規模拡大と経営の安定を図るため、区分は売買による所有権の移転で申請されたものです。場所は自宅から車で5分ほどのところで、調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、農機具等もそろっており、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9項の案件につきましては、議事参与の制限により関係委員は議事に参与することはできないとされております。よって、関係委員の退室を求め、その間暫時休憩といたします。 (休憩) 午後3時20分～午後3時20分
議 1 1	長 番	それでは、再開いたします。 調査員より調査の報告を求めます。 11番、風間です。9項の調査報告をします。 今回の調査は内藤委員さん、推進委員の関口、石田委員さんとともに調査してまいりました。 譲受人は市内若海地区在住、農業兼建設業、67歳の男性です。譲渡人は市内若海地区在住、農業、72歳の男性です。譲受人は夫婦で、4,520㎡で露地野菜を耕作しています。申請事由は農業経営の規模拡大で、売買による所有権の移転となります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしく願いします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、何ら問題はないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。 ここで関係委員の入室を求め、その間暫時休憩といたします。 (休憩) 午後3時21分～午後3時21分
議 1 5	長 番	再開をいたします。 次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。 15番、郡司です。第10項の調査を報告いたします。

		この案件については鈴木推進委員とともに調査してまいりました。 譲受人、71歳で、行方市荒宿に在住し、農業兼会社役員の方です。家族で667aを水稻、露地野菜などを営農しております。譲渡人は70歳で、同市西蓮寺に在住し、無職の方です。申請事由は農業経営の規模拡大で、区分は売買による所有権移転になります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。
7	番	7番、横瀬です。この案件は4番茂木委員の案件ですが、体調不良により欠席しましたので、代読させていただきます。 第3条第11項、調査報告をします。 調査には農業委員、石間推進委員の協力を得て調査してまいりました。 受人は同市繁昌に在住する43歳の男性です。農業経験はまだ4年ほどですが、年間300日、水稻、野菜、42,052㎡を作付しています。渡人は同市在住繁昌の住職の男性です。申請事由は農業経営の安定を図るため、区分は売買による所有権の移転です。農地は715㎡です。今回の権利を設定する土地は自宅から500mのところですが。農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、12項の案件につきましては、議事参与の制限により、関係委員は議事に参与することができないとされており。よって、関係委員の退室を求め、その間暫時休憩といたします。
		(休憩) 午後3時24分～午後3時24分
議	長	再開いたします。
1	6	調査員より調査の報告を求めます。 16番、椎名です。第12項について調査報告をいたします。 この調査には推進委員の箕輪さんに協力をいただきました。 譲受人は市内行方在住、61歳の兼業農家の男性、譲渡人は市内於下在住、72歳、農業の男性です。2人の関係はいとこ同士になります。申請事由は農業経営の規模を拡大し、経営の安定を図るです。区分は贈与による所有権の移転です。後継

者のいない譲渡人からの依頼で今回の申請に至ったということです。この田・畑は譲受人の自宅より平均して約800mの場所にあります。農機具等もそろっており、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

議 長 調査の結果は、農機具等もそろっており、何ら問題もなく許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、12項は原案のとおり可決をいたします。
ここで関係委員の入室を求め、その間、暫時休憩といたします。

(休憩) 午後3時25分～午後3時25分

議 長 それでは、再開をいたします。

5 番 次に、13項の調査員より調査の報告を求めます。
5番、橋本です。平塚委員が欠席のため、私のほうで代読します。
第13項の調査報告をします。
この調査には橋本、内山推進委員のご協力をいただきました。
譲受人は市内小牧在住の50代の農業兼公務員の方です。譲渡人は市内新宮在住の60代の会社員の方です。申請事由は議案書のとおり農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、売買による所有権の移転です。当該申請地は、行方市小牧、県道繁昌潮来線から新宮方面に500mほど入った土地改良区内の田です。受人は二、三年前に隣接田を購入しておりましたが、今年の春先に行われた地域の水路掃除の際に買い手を探していることを耳にしたのがきっかけで、私に相談が回ってきました。取得後の経営面積は、水稻、露地野菜合わせて22,696㎡です。通作距離は約100m、徒歩で1分ほどです。受人は農機具類もそろっており、必要書類も添付され、何ら問題もなく許可相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 調査の結果は、農機具等もそろっており、何ら問題もないということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、13項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、14項の調査員より調査の報告を求めます。

1 5 番 15番、郡司です。第14項の調査を報告いたします。
この案件については鈴木推進委員とともに調査してまいりました。
譲受人は71歳で、行方市荒宿に在住し、農業兼会社役員の方です。家族で667a、水稻、露地野菜などを営農しております。譲渡人は83歳で、同市西蓮寺に在住し、無職の方です。申請事由は農業経営の規模拡大で、区分は売買による所有権移転になります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、14項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、15項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3番	13番、小沼です。15項の調査報告をします。 この調査には麻生・太田地区と農地部会長、農地部会長代理、事務局の協力を得て調査をまいりました。現地調査後、麻生庁舎で、受人と知見者、設備業者から営農型発電、栽培作物のサカキについて説明をしてもらいました。 譲受人は行方市富田、69歳、農業の男性の方、譲渡人は行方市富田、94歳、無職の男性の方です。2人の関係は親子です。申請理由は営農型ソーラーシェアリングの下に耕作してサカキを植えるということです。区分は使用貸借権です。畑3,104㎡のうち702.08㎡に営農型発電パネル175枚の下にサカキ175本を植え、3年後には出荷ができるそうです。譲受人は田畑合わせて5,000㎡、水稻に露地野菜、年間150日、家から1km、10分程度です。許可相当と調査をまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、15項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第98号)
議	長	続きまして、議案第98号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第98号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について説明する(別紙議案書のとおり)。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。
1	6番	1項の調査員より調査の報告を求めます。 16番、椎名です。第1項の調査報告をします。 調査には山田委員さん、推進委員の箕輪さんの協力をいただきました。 借り人は東京都の電気通信事業、建設業の法人です。貸し人は行方市島並在住の男性です。申請事由は工事用仮設用地の一時転用です。区分は使用貸借の設定です。面積は200㎡になります。ドコモの携帯電話無線基地局撤去工事用地としての一時使用のための転用で、2023年1月10日から2023年2月28日までの2か月間になります。調査の結果、許可相当と調査をまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議	長	調査の結果は許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
7	番	7番、横瀬です。これも4番茂木委員の案件ですが、欠席したため代読させていただきます。
		第5条第2項の調査報告をします。
		調査には農業委員、石間推進委員の協力を得て調査してまいりました。
		受人は県内に本店を持つ土木工事を営む会社です。渡人は行方市中根在住、46歳の男性です。申請事由ですが、このたび申請地付近において実施されている道路工事の施工をするに当たり、資材置場、駐車場、休憩所を設置するためです。期間は8か月間、賃貸借権になります。面積は1,836㎡です。申請地は市内中根、カネカ化学工場から西へ500mのところ。周囲の状況、隣接農地等についても特に支障のないものと思われ、関係書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、関係書類等も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
8	番	8番、古渡です。第3項の調査報告をいたします。
		この案件には郡司委員に同行していただきました。
		譲受人は銚田市当間に住む不動産業の84歳の男性です。譲渡人は行方市芹沢に住む80歳の無職の男性です。受人はこの土地を特定建築付売買で住宅を建てたいそうです。場所は玉造中学校のほうから北東に300mぐらい行ったところになります。事業計画書、残高証明書など必要書類も添付され、許可相当と判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、内藤です。第4項の調査報告をいたします。
		この案件につきましては根崎、風間、両委員さん、関口、石田推進委員さんとともに調査をしてまいりました。
		譲受人的方は大阪に在住する会社法人代表の男性です。譲渡人的方は東京都小金井

		市に在住する52歳、会社員の女性です。申請事由については太陽光発電設備として、区分については売買の所有権移転になります。譲受人は県内に営業所を持ち、このたび行方市羽生の畑1,242㎡で160枚のパネルを設置して49.5kwを発電する計画です。譲渡人は東京都に在住するも、両親が羽生で農業をしていましたが、両親とも亡くなっていますので、農地の売買を考えているということです。現場は国道355号、桃浦の手前を霞ヶ浦に向かった付近になります。必要書類としては事業計画書、資金計画、小売電気事業登録証も整っております。調査の結果、許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類等も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6	番 16番、椎名です。第5項の調査報告をいたします。 調査には山田委員さん、推進委員の箕輪さんの協力をいただきました。 受人は東京都の太陽光発電事業の法人です。渡人は行方市島並在住の男性です。申請事由は太陽光発電設備の設置です。区分は賃貸借権です。渡人はこの土地を現在耕作しておらず、今後も予定がないため譲渡を決めたそうです。事業の所要面積は、畑が547㎡と隣接する山林1,548㎡で2,095㎡となります。パネルの枚数は168枚、利用期間は許可から20年。隣接地の同意書もあり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6	番 16番、椎名です。第6項の調査報告をします。 調査には矢幡委員さん、推進委員の箕輪さんの協力をいただきました。 受人は行方市南在住会社員の夫婦です。渡人は行方市手賀在住の無職の男性です。申請事由は自己住宅の建築です。区分は贈与による所有権の移転です。なお、この土地は5月に農振除外で審議した案件です。子供の成長に伴って現在住んでいるところが手狭になったため、できるだけ早く自己住宅を建設したいと、妻のおじ、渡人に相談したところ、快く申請地への住宅建築の承諾が得られたとのことでした。事業計画書、また隣接地所有者等の同意書等の関係書類も添付してあり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議 1 3	長 番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。 13番、小沼です。7項の調査を報告します。 先ほど3条15項で報告したと同様で調査をしてみました。 譲受人は行方市富田、農業、69歳の男性の方、譲渡人は行方市富田、無職、94歳の男性の方です。2人の関係は親子です。申請理由は営農型太陽光発電設備、一時転用許可日から3年間、区分は使用貸借権です。場所は富田の中台、潮来の境になります。譲渡人は高齢になり農業に従事できないため、営農型太陽光発電設備を設置すること、下部農地はサカキを栽培するということです。転用面積は支柱56本を設置し、0.26㎡です。事業計画書、見積書、同意書、関係書類も整っており、許可相当と調査をしてみました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	(議案第99号) 議案第99号 買受適格証明の発行及び落札後の農地法第3条許可処分についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。
事 務 局		議案第99号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について説明する(別紙議案書のとおり)。
議 1 5	長 番	それでは、審議に入ります。 1項、2項は関連がありますので一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。 15番、郡司です。第1項、2項は関連がありますので一括で報告いたします。 調査は高塚会長が行いました。代わって報告いたします。 申請人は市内手賀在住、70代の農業の男性の方です。申請事由は、競売に参加し、農業経営の安定を図るための規模拡大をしたいとのことです。申請人は現在388a耕作し、作物は主に水稻、カンショ、ウリです。年間従事日数も330日、通作距離は1.5km、農機具等もそろっており、調査の結果、買受適格証明の交付は妥当だと思われまひます。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、買受適格証明交付妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、1項、2項は証明書を交付することに決定をいたします。 追ってお諮りをいたします。1項、2項について、本証明書の交付を受けた者が最

		高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、本職が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をすることにご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、許可をすることに決定をいたします。
議	長	次に、3項、4項は関連がありますので一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
1	2番	12番、根本です。第3項、4項は関連がありますので、続けて調査報告いたします。 第3項、土地は市内手賀地区の畑、6,681㎡。申請人は市内行戸在住、45歳、農業の男性で、家族4人で田畑合わせて15.4ha耕作しています。第4項、土地は市内手賀地区の畑、6,282㎡。申請人は第3項と同人であります。両畑を直近まで小作地として耕作していたようであります。以上により、買受適格証明願の交付には何の問題もないと調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は買受適格証明交付妥当ということでした。審議をお願いいたします。 ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、3項、4項は証明書を交付することに決定をいたします。 追ってお諮りいたします。3項、4項について、本証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、本職が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をすることにご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議	長	次に、第5項、6項も関連がありますので一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
1	5番	15番、郡司です。5項、6項は関連がありますので一括報告いたします。 調査は高塚会長が行いました。代わって報告いたします。 申請人は笠間市にある農業法人の代表で、60代の男性の方です。申請事由は、競売に参加し、農業経営の安定を図るための規模拡大をしたいとのことです。申請人は現在792a耕作しており、作物は主にネギです。年間従事日数も350日、通作時間は52分くらいとのことです。農機具等もそろっており、調査の結果、買受適格証明の交付は妥当だと思われま。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は買受適格証明交付妥当ということでした。審議をお願いいたします。 ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）

議	長	異議なしと認め、5項、6項は証明書を交付することに決定をいたします。 追ってお諮りいたします。5項、6項について、本証明書の交付を受けた者が最高 価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合に おいて、本職が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたとときを除き、許 可することにご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、許可をすることに決定をいたします。
議	長	次に、7項、8項も関連がありますので一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
1	5	番
		15番、郡司です。7項、8項は関連がありますので一括報告いたします。 調査は高塚会長が行いました。代わって報告いたします。 申請人は市内手賀在住、60代の農業兼会社員の男性の方です。申請事由は、競売 に参加し、農業経営の安定を図るための規模拡大をしたいとのことです。申請人は 現在269a耕作し、作物は主に水稻、カンショ、ジャガイモ、カボチャです。年 間従事日数も280日、通作時間は数分でごく近く、農機具等もそろっており、調 査の結果、買受適格証明の交付は妥当だと思われま。皆様のご審議よろしくお願 いします。以上です。
議	長	調査の結果は買受適格証明交付妥当ということでした。審議をお願いいたします。 ご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、7項、8項は証明書を交付することに決定をいたします。 追ってお諮りをいたします。7項、8項について、本証明書の交付を受けた者が最 高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場 合において、本職が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたとときを除 き、許可することにご異議ございませんか。
全 議	員	異議なし。(全員一致)
	長	異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議	長	次に、9項、10項は関連がありますので一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
1	0	番
		10番、本澤です。9項、10項は関連がございますので一括しての報告とさせて いただきます。 9項、10項とも、申請人は市内小貫地内に事務所を持つ株式会社、農地法人の代 表取締役の男性の方です。願出要旨は農業経営の安定を図るための規模拡大です。 現在自作地219,808㎡、借入地138,693㎡を耕作しており、常時4名の 従業員も年間270日以上農業に従事しております。今回競売により、9項で 6,681㎡、10項で6,282㎡の畑を取得しようとしております。農機具等も そろい、関係書類も添付されており、調査の結果、買受適格証明発行について何ら 問題もないものと調査をしまりました。皆様のご審議よろしくお願いたします

す。

議 長 調査の結果は買受適格証明の発行に何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、9項、10項は証明書を交付することに決定をいたします。追ってお諮りいたします。9項、10項について、本証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、本職が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、許可をすることにご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、許可をすることに決定をいたします。

（議案第100号）

議 長 次に、議案第100号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第100号 行方新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について説明する（別紙議案書のとおり）。

資料ナンバー1のほうをご覧いただきたいと思います。

行方市長より農業委員会会長宛てに推薦の依頼がございました。交付申請書にありますとおり、市内中根在住の方と小貫在住の、どちらも農業後継者の方となっております。以上です。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

7 番 調査員より調査の報告を求めます。

7 番 7番、横瀬です。茂木委員が欠席されたため代読いたします。なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について調査報告をいたします。

申請人は行方市中根在住、26歳の女性です。令和4年4月から農業に従事しているようです。以前は潮来市のほうで会社員として働いておりました。両親、本人夫婦、研修生3人、季節によりパート2名で、レンコン430a、インゲン20a、先行きはさらに規模拡大していきたいそうです。将来的にもやる気を示しており、推薦するにふさわしいと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 調査の結果は新規就農活力応援補助金交付に妥当ということでございました。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、1項はなめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議のないものと決定をいたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査報告を求めます。

1 0 番 10番、本澤です。第2項についての調査結果を報告いたします。
申請者は市内小貫地内に住みます26歳の男性です。昨年4月に農業後継者として父の経営する農業に就農をいたしました。現在、父とともに技能実習生3名と施設園芸、露地野菜を合わせて130aほど耕作をしております。将来の目標としては規模拡大を図っていくと、意欲的な好青年でした。調査の結果、なめがた新規就農活力応援補助金につきました推薦をしても何ら問題ないものと調査をしてみました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 調査の結果はなめがた新規就農活力応援補助金対象者に推薦ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、2項はなめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議のないものと決定をいたします。

(議案第101号)

議 長 次に、議案第101号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事 務 局 議案第101号 行方市農用地利用集積計画の決定について説明する。

資料ナンバー2のほうをご覧いただきたいと思ひます。

農用地利用促進計画総括表のほうで説明させていただきます。

新規設定が37件、90筆、179,564㎡でございます。続いて、更新の設定で14件、42筆、86,960㎡となります。新規・更新の合計としまして51件、132筆、266,524㎡になります。

次のページから農用地利用権設定一覧表ということで、設定者、受ける者、設定した土地、利用権の内容、期間、賃借料が記載されております。最初が新規で、その次が更新となっておりますので、ご確認いただければと思ひます。以上です。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定といたします。

(議案第102号)

議 長 次に、議案第102号 行方市農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事 務 局 議案第102号 行方市農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について説明する(別紙議案書のとおり)。

資料ナンバー3のほうをご覧いただきたいと思ひます。

茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。

	<p>2枚目の農地中間管理事業総括表でご説明いたします。</p> <p>新規設定、田が40件、107筆、畑が4件、14筆、15,291㎡、合計44件、121筆、142,034㎡となります。</p> <p>次ページの農用地利用集積計画一覧表に、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただければと思います。以上です。</p>
議 全 議	<p>長 それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>員 異議なし。（全員一致）</p> <p>長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については原案のとおり決定といたします。</p>
	<p style="text-align: center;">（議案第103号）</p>
議	<p>長 次に、議案第103号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>議案第103号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について説明する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>資料ナンバー4のほうをご覧くださいと思います。</p> <p>令和4年12月12日付で、行方市長より農業委員長宛てに農用地利用配分計画案に係る意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するもので、計画案が121筆、142,034㎡となります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、議案第102号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行といたします。これにより農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。</p>
議 全 議	<p>長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>員 異議なし。（全員一致）</p> <p>長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。</p>
	<p style="text-align: center;">（報告第59号）</p>
議	<p>長 次に、報告案件に入ります。</p> <p>初めに、報告第59号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報についての件を事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>報告第59号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について説明する（別紙議案書のとおり）。</p>

議	長	<p>それでは、1項、2項は関連がありますので、一括して調査員より調査の報告を求めます。</p>
1 6 番	長	<p>16番、椎名です。1項、2項、関連がありますので一括して調査報告をします。調査には矢幡委員さん、推進委員の箕輪さんの協力をいただきました。</p> <p>まず、1項の土地所有者は東京都に在住する女性です。2項の土地所有者は行方市南在住の男性です。仮登記権利者は1項、2項とも行方市麻生の社会福祉法人です。仮登記年月日は令和4年11月24日です。平成29年4月30日に農地法第5条許可を条件に売買され、平成30年に農振除外を行い、社会福祉施設を建築する予定でしたが、諸般の事情で計画が遅れているとのこと。今後とも農地のほうを見守っていきたいと思います。以上です。</p>
議 全 議	長 員 長	<p>ただいまの報告につきまして、審議を求めます。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、椎名委員には引き続き監視指導をよろしく願います。</p>
		<p>（報告第60号）（報告第61号）（報告第62号）</p> <p>（報告第63号）（報告第64号）</p>
議	長	<p>それでは、報告第60号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について、報告第61号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第62号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について、報告第63号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第64号 農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。</p>
事 務 局	長	<p>報告第60号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>報告第61号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>報告第62号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について説明する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>資料ナンバー5のほうをご覧いただきたいと思います。</p> <p>農地所有適格法人は、毎事業年度の終了後、3か月以内に事業の状況などを農業委員会に報告しなければならないことになっております。今回は11月11日から12月9日までの1か月間に報告書を提出いただいたものになります。今回2法人から報告がございました。農地所有適格法人の要件は、主に4つございます。法人形態要件、農業の事業要件、構成員の議決権要件、役員の常時従事要件でございしますが、今回報告書の提出があった農地所有適格法人はこの4つの要件を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>報告第63号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>報告第64号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について説明する</p>

(別紙議案書のとおり)。

議
全
議

長 それでは、報告案件についての質疑を求めます。ご異議ございませんか。
員 異議なし。(全員一致)
長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後 4時15分

議

長 それでは、これで本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。
よって、第12回総会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでございました。